

高知健康科学大学における内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人土佐リハ学院（以下「本法人」という。）における内部監査を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定め、本法人における運営諸活動の状況を合法性及び合理性の観点から評価し、業務の改善を通じて本法人の健全な運営に資することを目的とする。

(設置)

第2条 内部監査を実施するため、理事長の下に内部監査委員会を設置する。

2 専務理事は、理事長の命を受け委員長として内部監査を統括する。

(監査の対象)

第3条 内部監査の対象は、業務監査、教学監査及び会計監査とする。

(監査の種類)

第4条 内部監査の種類は、定期監査と臨時監査とする。

(監査担当者)

第5条 内部監査委員会に監査担当者を置き内部監査を行う。

2 事務局長は監査人として業務監査及び会計監査を担当する。

3 学長は監査人として教学監査を担当する。

4 理事長は、必要に応じ前二項以外の者を臨時の監査担当者に指名することができる。

(監査計画書)

第6条 内部監査委員長は、あらかじめ監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した事業年度毎の監査計画書を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(監査の通知)

第7条 内部監査委員長は、内部監査の実施にあたり被監査部署に実施の時期及び監査事項について事前に通知するものとする。

(監査担当者の権限)

第8条 監査担当者は、被監査部署の関係者に対し、内部監査を実施する上で必要な関係書類の提出及び事実関係の説明を求めることができる。

2 被監査部署の関係者は、監査担当者から監査実施上必要な協力を求められたときは、

正当な理由がない限り、これに協力しなければならない。

(監査結果の報告)

第9条 内部監査委員長は、監査終了後すみやかに監査報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

(改善等の指示)

第10条 理事長は、監査報告書により指摘等を受けたときは、その対応について学長及び専務理事と協議し、改善等が必要であると判断した場合には必要な改善策を指示する。

(監査の事後検証)

第11条 内部監査委員会は、理事長により業務改善等の指示が出された場合には、当該改善等の実施の有無及びその経過について、当該部局等の長に報告を求め、必要と認められた場合には、実施状況を調査する。

(他の監査との連携)

第12条 内部監査委員長は、監事監査及び独立監査人監査との連携に努めるものとする。

(監査担当者の守秘義務)

第13条 監査担当者は、監査の結果知り得た事項を正当な理由なく他に漏洩し、又は自ら窃用してはならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。